

○東京薬科大学障がいのある学生への修学等の支援に関する規程

平成28年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東京薬科大学（以下「本学」という。）が、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の主旨に基づき、本学が掲げる大学の教育理念を達成するために、障がいのある学生が、障がいのない学生と分け隔てられることなく主体的に大学生活を送るための支援について、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、障がいのある学生とは次の各号に定める者であり、本人が支援を受けたいことを希望し、かつ、本学がその必要性を認めた者をいう。

- (1) 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）であり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により認定された身体障害者手帳を持つ者
- (2) 前号に定めるもののほか、心身の機能に障がいがあると判断され、障がいがあることを示す診断書等を有する者
- (3) 障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

(学長の責務)

第3条 学長は、障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう必要かつ合理的な配慮をするとともに、その障がいのある学生の修学等支援方策を推進する責務を有する。

(学部長・研究科長の責務)

第4条 学部長・研究科長は、学長の命を受け、当該学部・研究科の障がいのある学生が修学等における不利益を受けないよう、具体的支援方策等を講ずる責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、当該障がいのある学生が修学等における不利益を受けないよう配慮するとともに、その障がいのある学生の修学等支援方策の実施に対し、協力しなければならない。

(支援体制)

第6条 障がいのある学生に対する支援は、主として、障がいのある学生が志望し、所属する学部、研究科等において担当する。

2 支援を円滑かつ適切に行うために、障がいのある学生の支援委員会として東京薬科大学障がい学生支援委員会を設置し、関係部局間の調整を行うものとする。

(支援の要請)

第7条 障がいのある学生は、入学前（入学者選抜試験受験時を含む。）、入学後のいずれの時期においても、所属学部等に対して支援を要請することができる。

2 申出のあった支援の必要性の有無及び範囲については、所属学部等と障がいのある学生との間で、その都度協議するものとする。

(規程の整備及び予算上の措置)

第8条 学長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置等を講じなければならない。

(事務)

第9条 支援に関しては、案件により、障がいのある学生が所属する学務部薬学事務課、生命科学事務課、学生サポートセンター及びその他関係各課において処理し、学生サポートセンターが統括する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教育研究審議会において審議し、学長が別に定めることができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程は、学生委員会にて審議し、教育研究審議会の議を経て、改廃することができる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の名称を、東京薬科大学障害のある学生への修学等の支援に関する規程から東京薬科大学障がいのある学生への修学等の支援に関する規程に変更する。